

ア 法第3条第1項に規定する畜舎建築利用計画が同条第3項第4号に適合するものであることについて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の審査を受け、同号に適合することを証する書面の交付を受けたときは、当該書面及び省令別表第1に掲げる図書

イ 省令別表第2に掲げる図書のうち、消防法（昭和23年法律第186号）第7条第1項の規定による消防長又は消防署長の同意を得るために必要なものとして知事が別に定める図書

ウ その他知事が必要と認める図書

(2) 条例第2条に規定する崖に接し、又は近接して建築する畜舎等 崖の形状、土質、崖の上端又は下端から当該畜舎等までの水平距離等を示す図書
(知事が不要と認める図書)

第3条 省令第64条第2項の知事が不要と認める図書は、特例畜舎等以外の畜舎等であつて前条第1号アに掲げる書面及び図書を添付する場合は、省令別表第2から別表第8までに掲げる図書（同号イに掲げる図書を除く。）とする。

(畜舎等の敷地と道路との関係の建築の認定)

第4条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、様式第1号による建築認定申請書の正本及び副本に、それぞれ別表に掲げる図書（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をし、又はしないことを決定したときは、前項の建築認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、その旨を申請者に通知するものとする。

(利用の状況の報告)

第5条 省令第91条の知事の定める日は、令和4年を初年とする同年以後の5年ごとの12月28日とする。

2 法第13条第1項の規定により知事に提出する報告書は、報告の日前3月以内に作成されたものとする。

(申請の取下げ)

第6条 法第3条第1項の規定による認定の申請、法第4条第1項の規定による変

更の認定の申請、法第6条第2項ただし書の規定による認定の申請、法第10条第1項から第3項までの規定による認可の申請又は省令第48条第2項の規定による認定の申請をした者は、知事が当該認定、変更の認定又は認可をする前に当該申請を取り下げようとするときは、様式第2号による取下届出書を知事に提出するものとする。

(仮使用の認定に係る申請書等の記載事項の変更)

第7条 法第6条第2項ただし書の規定による認定（以下この条及び次条第2項において「仮使用の認定」という。）を受けた者は、工事完了前に当該仮使用の認定の申請に係る書類に記載した事項を変更しようとするときは、改めて仮使用の認定を受けるものとする。ただし、その変更が知事が重要でないとする事項の変更であるときは、様式第3号による申請書等記載事項変更届出書を知事に提出することにより、仮使用の認定に代えることができる。

(取りやめの申出等)

第8条 法第16条第2項第6号の申出をしようとする認定計画実施者（法第3条第6項に規定する認定計画実施者をいう。）は、遅滞なく、様式第4号による取りやめの申出書に法第3条第6項の規定による通知書を添えて知事に提出するものとする。

2 仮使用の認定を受けた者がその仮使用の認定を受けた畜舎等の使用を取りやめたときは、遅滞なく、様式第5号による使用取りやめの届出書に省令第76条第2項の規定による通知書を添えて知事に提出するものとする。

(身分証明書)

第9条 法第14条第4項の身分を示す証明書は、様式第6号によるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

図書の種類	明示すべき事項
1 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
2 配置図	縮尺及び方位

	敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜舎等と他の建築物との別
	擁壁の設置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る畜舎等の各部分の高さ
	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
3 平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の用途及び床面積
	壁及び筋かいの位置及び種類
	開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
4 床面積求積図	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
5 2面以上の立面図	縮尺
	開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
6 地盤面算定表	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ
	地盤面を算定するための算式
7	その他知事が必要と認める図書

様式第1号（第4条関係）

建築認定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 設計者に関する事項

(1) 資格 () 建築士 () 登録第 () 号

(2) 氏名

(3) 建築士事務所

() 建築士事務所 () 知事登録第 () 号

所在地

連絡先

2 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

(1) 工事施工地又は所在地

(2) 区域、地域、地区又は街区

(3) 道路

ア 幅員 m

イ 敷地と接している部分の長さ m

(4) 敷地面積

ア 敷地面積 m^2

イ 畜舎等の建蔽率 %

ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替え

(7) 建築面積

ア 建築面積 申請部分 m^2 申請以外の部分 m^2 合計 m^2

イ 建蔽率 %

(8) 床面積 申請部分 m^2 申請以外の部分 m^2 合計 m^2

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日 年 月 日

(11) 工事完了予定年月日 年 月 日

3 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替え

(3) 構造 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

備考

1 がある場合は、該当するにレ印を付すこと。

2 3の畜舎等別の構造及び設備の概要の欄は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1のときは3(1)の番号の欄に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは畜舎等ごとに通し番号を付した上で、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入し、又は2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

様式第2号（第6条関係）

取下届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の申請を取り下げたいので、富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する
法律施行規則第6条の規定により届け出ます。

1 畜舎等の位置

2 申請書の名称

3 申請年月日

年 月 日

4 取下げの理由

様式第3号（第7条関係）

申請書等記載事項変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

仮使用認定申請書の記載事項に変更が生じたので、富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第7条の規定により届け出ます。

1 仮使用の認定年月日及び認定番号

年 月 日 第 号

2 変更事項

3 変更の内容

4 変更の理由

5 変更年月日

年 月 日

様式第4号（第8条関係）

取りやめの申出書

年 月 日

富山県知事 殿

申出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめたいので、
富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第8条第1項の規定
により申し出ます。

1 畜舎建築利用計画の認定年月日及び認定番号

年 月 日 第 号

2 取りやめの年月日

3 取りやめの理由

様式第5号（第8条関係）

使用取りやめの届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり仮使用の認定を受けた畜舎等の使用を取りやめたので、富山県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第8条第2項の規定により届け出ます。

1 仮使用の認定年月日及び認定番号

年 月 日 第 号

2 使用取りやめの年月日

年 月 日

3 使用取りやめの理由

様式第6号（第9条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

	第 号
身分証明書	
職名 氏名 生年月日	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 </div>
<p>上記の者は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第14条第3項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;"> 年 月 日交付 年 月 日限り有効 </p> <p style="text-align: right;">富山県知事 印</p>	

（裏）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第14条 略

2 略

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場又は建築工事場に立ち入り、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件若しくは設計図書その他認定畜舎等に関する工事に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、又は認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農業技術課)